

昭和戦前期農業政策としての世襲財産法

白 石 大 輝

はじめに

一 臨時法制審議会以降の家産制度法案

二 法案審議の背景

おわりに

はじめに

一九一九（大正八）年の臨時法制審議会では、家族生活保護のために不可譲渡性・不可差押性を有する財産を設定する制度である家産制度の導入が検討された。そして、それは検討のみに終わり、制度として実現すること
¹⁾はなかった。筆者はかつて、臨時法制審議会における議論を整理し、家産制度が家制度を維持するだけでなく農業従事者を保護する社会政策立法としても委員の中で認識されるようになり、私法的一般法たる民法の中に規定すべき事項ではないことなどの理由から、民法改正の項目に盛り込まれなかったことを指摘した。²⁾

民法改正の議論の中で立ち消えた家産制度立法の議論は、その後どのように展開したのであるか。臨時法制審議会で指摘されたように、実際に家産制度は農業政策立法として様々な法案の中に盛り込まれた。本稿では大正期から昭和戦前期にかけて提出された家産法案、農家世襲財産法案、農地国家管理法案、農地世襲法案の四つの法案³⁾を取り上げ、帝国議会における議論を基にそれらの内容や立法趣旨について紹介しながら、家産制度がどのような歩みを進めたかを概観する⁴⁾。そして、これらの法案は議員提出立法であり、それぞれの法案を推進する勢力が異なっていたことが指摘できる。法案提出とその不成立の背景について、家産法案以外の三法案を中心としながら整理してみたい。

一 臨時法制審議会以降の家産制度法案

四つの法案のうち、まず一九二二(大正十一)年に「家産法案」が提出されている。一九三七(昭和十二)年から一九四〇(昭和十五)年にかけては「農家世襲財産法案」、一九四〇年、一九四二(昭和十七)年には「農地国家管理法案」、同じく一九四二年に「農地世襲法案」が提出され、それらの導入に向けた議論が行われた。本章では、これら四つの法案についてその概要と帝国議会における議論を見てゆく。

(一) 家産法案

家産法案は、法律家であり庚申倶楽部所属議員であった上畠益三郎が一九二二年一月二十六日に衆議院に提出した法案である。

この法案では既に日本で存在していた家産制度である華族世襲財産法とは異なり、家産の設定は不動産に限定

され（第一条）、家産を組成する不動産は質権、抵当権、不動産の先取特権、永小作権、留置権及賃借権を負担することはないとされた（第二条）。後述の農家世襲財産法案第九条と比較すると、本法案は、家産が留置権、先取特権という法定担保物権の負担を免れる点で、家産により強い力を付与するものであったと言える。その家産として設定できる不動産の内容は、設定者がその所有権を有し、かつ現住する不動産（第二条一号）、設定者が所有権を有し、かつその者又はその家族が自ら耕作又は管理する田畑、山林（同二号）であり、これらの不動産は同時に家産の目的とすることができ、その田畑又は山林が家屋と同一又は隣接する市町村内にあるときに限るとされた（同三号）。「一人ニシテ一箇以上ノ家産」を設定することはできず、設定金額は五千円以内（第五条）で、その設定は原則として不動産所在地を管轄する区裁判所への申請により行われる（第六条）。そして、裁判所の決定により家産設定が認可されると家産設定登記が行われるものとされた（第十一条）。また、第二条で掲げられた留置権を除く権利に加え、地上権、地役権についての登記、所有権移転の登記は、家産設定登記がある場合にはすることができない旨が定められており（第十五条⁵）、家産がいかなる債権によっても差押えられることはない旨が規定されている（第十八条⁶）。前二十七条から成る法律で、次節以降で紹介する三法より詳細に規定されている。

法案提出者である上畠の趣旨説明によると、法案は「国民ノ最小限度ノ恒産ヲ保護スル趣意デアツテ、就中小サキ土地ヲ所有シ、自己並ニ其家族ガ之ヲ耕作シテ、由テ以テ其質素サウシテ堅実ナル所ノ生活ヲ営ンデ居ル全国大多数ノ自作農夫ヲ保護シテ、其土地ト其住宅トヲ保全」⁷することを目的としている。そしてその要点は、①農村廃類を防止し、②家の経済基盤を強化して、③散財した際に生活に必要な最低限の家屋・土地の差押を免れることで家族の生活を守ることにあつた。

②については、「我国ノ家族制度ノ特色タル家ト云フモノニ、戸主ノ自由ニモナラナイ、又家族ノ自由ニモナ

ラナイ所ノ一ノ特殊ノ財産ヲ家ニ附属セシメテ、之ニ由テ以テ家ト云フモノヲ社会ノ実生活ニ連絡セシメテ、家ニ經濟上ノ權威ヲ附シテ、之ニ實在的ノ意義ヲ与ヘテ、由テ以テ国家組織ノ單位ヲ鞏固ニ⁽⁸⁾できる旨を説明している。③については、「此家産法制定ノ為ニ、安心シテ祖先ノ宅ニ住ミ、祖先ノ土地ヲ耕作シテ行クコトが出来ル所ノ是ハ唯一ノ方法」であり、「家産ノ制度ハ、農村社会政策ノ眼目トナラナケレバナラヌモノ」だと述べている。⁽⁸⁾

また、都市の商工業者にこの制度を及ぼさない理由については、確かに、「都市ノ国民ノ小サキ恒産ト云フモノヲ保護シテヤツテ、所謂恒産アル者ハ恒心アリデ、今日ノ危険思想ニ対スル所ノ、国民ノ根本的ノ思想ヲ保護スル為ニハ、日本デハ小サキ見地ニ囚ハレナイコトカ」必要であるが、フランスの立法例では、「ブルジョア」のために世襲財産を設定しないという趣旨から、不労所得（不動産賃貸借の賃料、小作料など）のための財産は含めておらず、「外国ノ立法例ニ根源ヲ有スル事ガ必要」であるため、範囲を限定した旨を説明している。⁽⁹⁾フランスの立法については、家産設定の手続きが煩雑で家産設定額の上限が低かったためにあまり利用されなかったという反省点も参考とされており、不動産の所在地が町村にあるときは登記設定の申請は、必要書類（家産たる不動産の登記簿謄本、従物の目録、家産設定資格者であることを証明する戸籍謄本）を町村役場に提出して行えるという、前掲第六条の例外を設け（第七条一項）、都市部以外に住む農業従事者による家産設定の負担の軽減が試みられている。そして、現在の民法の運用では、極端な個人主義に傾いていて家は経済的に切り離されてしまっているが、元来家觀念が醸成されている日本においてはこの制度の導入は親和性があり、「徳川幕府、三百年間ノ伝統的ノ小農保護政策ト符節ヲ合ス」とも述べて、江戸時代の田畑永代売買禁止の伝統との適合性に言及している。⁽¹⁰⁾

一九二二年二月二十二日の衆議院の委員会では、大道寺慶男が「資本ノ融通ト云フ上カラ見マシテ、余程經濟上ニ影響ヲ及ボシハセヌカト思ヒマスガ」⁽¹¹⁾と問うたのに対して、上畠は「社会政策ノ上カラハ、純然タル自由經

濟ノ範圍ヲ段々縮小セザルヲ得」⁽¹²⁾、又此位ノ程度ナラバサシテサウ經濟上ノ資本ノ流通ト云フモノニ甚シキ
 阻碍ヲ来スマイ」と応じた。また同年三月二日の衆議院の委員会で青木恒太郎は、設定できる家産の価額につ
 て、金額ではなく「町歩」で制限することを提案している。そして青木は、「慘状ハ農村ヨリモ寧ロ市街地ニ多
 く、「市街地ニ住居スル人ニハ相当ノ有価証券トカ、若クハ通信省辺リノ貯金法ヲ一ツ改正ヲシテ、或ル程度迄
 ノ貯金ヲ預ルト云フヤウナ事ニシタラ」⁽¹³⁾良いと述べている。

一点目について上畠は、町歩で計算すると、住宅の場合などは建物の階数に応じて条件を付ける必要が生じて
 制限の仕方が煩雑になり、「寧ロ価格ニ見積ツテヤル方が設定ノ場合ノ手續ガ非常ニ簡潔デ、設定スル人ガ手数
 モ要ラズ、費用モ要ラズニ出来」、外国の例もそのようになっていっていると反論した。二点目については、「都市ニモ
 均シク其恩恵ニ浴セシメル為ニ、先ヅ公債証券ニデモシテ、日本銀行デ登録ヲスルト云フ制度ニデモシテ、定
 恒産ヲ都市ノ住民ニモ保タセタイ」と考へるが、「今日ノ此社会問題ノヤカマシイ場合ニ於テ、勞セズシテ得ル
 所ノ收入ヲ法律力ヲ以テ保護スルト云フコトハ如何デアラウカ」と疑問を呈し、「戸主若クハ其家族ガ自ら耕作
 ヲシテ、自ら其額ニ汗シテ之ヲ利用シテ、国家ノ生産ノ事業ニ貢献スル其土地ヲ、本案ニ於テハ保護スルノガ目
 的」⁽¹⁴⁾であり、外国の立法も同様であるとしている。

(二) 農家世襲財産法案

この法案は四度に亘って提出されており、いずれもその内容はほとんど変わらない⁽¹⁵⁾。農業従事者はその家の独
 立性を確保するために必要な範囲で世襲財産を設定でき、その設定は登記により行うことが定められており（第
 一条、以下本節各条はことわりがない限り昭和十五年提出法案による）、世襲財産の種類、範囲、登記の方法につ
 ては勅令を以て定めるとされ（第三条）、家産法案とは異なり法には明記されなかった。また、登記前に世襲財

産に生じた債権を除いて民事上の強制執行の目的として差押えることはできず（第七条）、世襲財産の譲渡、世襲財産への質権、抵当権、地役権、永小作権、賃借権の設定が禁止されている（第九条）。

一番最後に提出された昭和十五年提出案には、第二条として「本法ニ於テハ家ハ之ヲ法人トス」という同法の他年の法案には見られない条文が追加されている。そして、第十条には「世襲財産ハ戸主之ヲ管理ス」という条文があるが、昭和十三年、十四年提出案に示されていた「世襲財産ハ分割相続ヲ為スコトヲ得ス」という文言が昭和十五年案では消えており、相続に関する規定が存在しない。これらの点を踏まえると、昭和十五年案について、世襲財産として設定された財産の所有権の所在については必ずしも明らかではないが、農地の所有者が戸主ではない場合にも対応できるようにするためか、法人たる家に世襲財産が属するものとし、戸主は所有者ではなく管理者に過ぎないということであろう。そうであるとすれば、家産所有者の財産所有権を留保したままそれに制限をかけていた前掲の家産法案とは異なり、本法の昭和十五年提出案は、これまでの個人主義的な所有権の原則を大幅に修正する大胆なものであったといえる。法律の目的として、昭和十四年法案の第一条では「農民ノ独立性ヲ確保スル為ニ必要ナル範圍ニ於テ」と規定されているのに対して、十五年法案の同条では「農業者ハ其ノ家ノ独立性ヲ確保スル為ニ必要ナル範圍ニ於テ」と改められている点も、その観点から有意な変更といえるべきであろう。

この法案が目的とするところは何か。最初の昭和十二年提出時の議論は帝国議会議事録には存在しないため、昭和十三、十四、十五年提出時の趣旨説明を見てみたい。

昭和十三年の趣旨説明において、提出者の林平馬は農村に「質実剛健ナル国民精神ノ母体タル役割」、「頑強健全ナル民族体位ノ維持増進ノ役割」を期待し、全農民自作農化の必要性を訴えた。それは、「一度負債ヲ作レバ恰モ吸血鬼ニ取付カレタ如ク、次第ニ其独立性ヲ奪ハレ年ト共ニ衰弱ト苦惱トヲ加ヘ、是ガ償還ハ殆ド不可能ト

ナリ、其悲惨ナル状態ハ正ニ言語ニ絶スル」からである。こうした農村の「二大任務」の遂行が期待できない現状は「国家ノ為メ真ニ憂慮ニ堪ヘザル」ことであり、「農村ノ負債ヲ整理スルト共ニ、一面土地ト農民トノ不可分性ヲ確保スルコト」が必要であると⁽¹⁶⁾した。

昭和十四年提出のものでは、借金が発生することで生活力が減殺されて自作農、独立農民が小作農に転落してしまう現象を「農村ノ公式」として紹介し、生活が困窮して不安が増大すると、「立派ナ独立農民ノ思想、精神」が薄くなるため、土地と農民を不可分の状態として「ドウヤラ立ツテ行ケルト云フ最小限度ノ土地」を維持することを目指すとされている。またこのとき、農村の経済的安定のための政策として行われた自作農創設維持事業の課題に言及⁽¹⁷⁾されている。自作農創設維持事業は、政府が小作人に金を貸し付けて農地買収を促し、自作農を増やすことで食料の増産を目指した政策であったが、小規模自作農が金を返すことができず没落するケースが見られた。そのように自作農となつて農地を入手しても「又直グ右カラ左へ人手ニ渡ツテシマ」うため「金融ノ対象物トシテ当テニスルト云フコトニ、間違ヒガアル」として、「極ク少シバカリノ部分ダケハ安全地帯トシテ世襲サセタイ」と述べている。

昭和十五年提出時には、三月二十三日と二十五日の二日に亘つて趣旨説明が述べられた。三月二十三日のものでは「非資本主義的性質ノ農業ヲシテ、従来ノ俣ニ資本主義経済機構ノ真只中ニ曝シテ顧ミナイナラバ、農村ハ現在ニ悩ミガ多ク、将来ニ不安ヲ藏シ、為ニ農村生活其ノモノニ大ナル疑惑ヲ抱カシメザルヲ得ナイ状態ニアル；殊ニ近来ハ殷賑産業方面ノ刺戟ヲ受ケテ、一層其ノ傾向ガ顕著」となり、「東亜新秩序ノ建設ヲ完遂シ、更ニ世界平和建設ノ一大發言権ヲ把握セネバナラヌ我国ト致シマシテハ、農村ノ此ノ二大使命（前掲、「二大任務」）⁽¹⁸⁾、実国家理想ノ成否ヲ決スル重大問題デアル」と述べられ、時局的な色彩が強くなっている。

二十五日の説明では、林はこの法案に対する批判的意見に言及⁽¹⁹⁾している。まず第一に「農村ニ世襲的ノ財産ヲ

認メテ行クナラバ、結局ハ其ノ財産ニ対シテ金融ヲ梗塞スルノデハナイカ」という批判を取り上げ、布団や蚊帳のように季節物の質物とは異なり、耕地が担保に入るの是一次限りであり、「自分ノ所有権ガ他人ノ手ニ渡ルマデニ於テ唯一回ダケ金融ガ梗塞スルダケデ」あるため、金融閉塞には影響がないと応じている。そして、「一度負債ヲ作ルト、ソレガ年々歳歳其ノ負債ハ肥ツテ行ツテ、金利ニ負ハレ苦シミヲ増シテ行クバカリデ、二度ト再ビ金融ノ対象物ニハ」ならず、仮に「金融ヲ一度ダケシカ出来ナイト云フコトハ、常ニ苦シミヲ受ケナイデ行ケルト云フコトニナル」ため問題とならないとしている。また、華族世襲財産法との比較から、「百姓ヲ華族ニスルノカト：冷笑的ニ見ル人ガアル」という言説に対しては、「華族ノ世襲財産ト云フモノハ財産ヨリ上ツテ来ル所ノ収入ヲ以テ、手ヲ拱イテ居ツテモ尚ホ其ノ生活ヲ維持シ、体面ヲ維持シテ行ク所ノ財産」だが、農民は手を拱いていて楽な生活が出来るわけではなく、この法案で世襲財産の対象としているのは、「働キ抜カナケレバ食ツテ行ケナイ最小限度ノ耕地」であるため華族世襲財産法とは「全然趣ヲ異ニシテ」いると反論している。

林は、「負債整理法」(農村負債整理組合法⁽²⁰⁾)の制定によって農村の負債総額は大きく減らなかつたが、「世襲財産法ヲ以テスルナラバ、負債ノアル土地ハ世襲ニシタクトモ出来」ないため、努力して負債をなくそうとする結果、「次男三男親類等」も「自分ノ生家ノ世襲財産ヲ作ル為」に「相当送金モシ、負債ノ整理ニ力ヲ入レ」ることが期待され、土地への愛着が生産力の増大に寄与することにも言及している。そして、ナチス・ドイツで一九三三(昭和八)年に制定された世襲農場法についても触れ、ドイツでは「数年ナラズシテ農地ノ大半ガ世襲財産ニ登録サレ：世襲財産ヲ持ツテ居ル人ハ特別ニ名譽ヲ与ヘテ、：農士ト云フ名前ヲ持タシ」たが、そのように日本でも世襲財産を持つ者が名譽を持てば、彼らは「一層農村ノ中堅トナリ、又國ノ中堅トナツテ、先程来申シマシタニ大使命ヲ達成サシテ行ク」であろうと述べている。

多年の審議の末、本法案は第七十五回衆議院本会議において可決されているが、成立には至らなかつた。⁽²¹⁾

(三) 農地国家管理法案

農地国家管理法案は二度に亘り提出された⁽²²⁾。二つの法案は字句に多少の差異があるのみで、大幅な変更は見られない。

本法案によると、自作地は適正規模の範囲内で登記により「世襲ノ家産」とすることができ、政府の許可なくして「譲渡若ハ貸付其ノ他ノ処分ヲ為シ又ハ新ニ物權ヲ設定スルコト」ができず（第三十条、第三十一条）、また家産の登記前にその財産について生じた債権を除いて民事上の強制執行による差押えを受けることができず（第三十二条）、政府の許可がなければ家産たる自作地を分割できないものとされた（第三十四条）。そして、家産は家督相続の特権に属するとされたが（第三十三条一項）、家族が自作人であった場合の遺産相続人については、民法の家督相続人に関する規定が準用されるとされた（同条二項）。家産に関する規定はこれまでの法案に比して少ないが、「家産制自作農創設令」により家産に関する細則が別途定められる構想だったようである。

この法案の最初の趣旨説明は、一九四〇年三月二十三日における杉山元治郎によるものであり、「戦時下農業生産力ヲ拡充シ、食料ノ確保ヲ計ルト共ニ、農民生活ノ安定ヲ図ルニハ、生産ノ根源タル農地制度ニ対シ根本的改革ヲ施サネバナ」⁽²³⁾らないと述べて、「小作農地国有」、「農地国家管理」、「家産制自作農の創設」の三点を内容として掲げている。二日後の二十五日の平野力三による趣旨説明では、それらにつき詳細な説明が付されている⁽²⁴⁾。

まず、「小作地の国有」は政府が「私有農地ノ内自作地ヲ除キ其ノ他ノ農地ヲ收用」（第五条一項）すること、政府が小作人から小作料を徴収して換金し、その利子を地主に支払う制度である。これにより小作人が国有地で農業を営む形となり、耕作権が安定化すると共に、徴収される小作料が安定化し、地主にとっては減収となるものの、政府からの安定した利子収入が見込め、小作人と地主双方にメリットが生ずる。そして、都会における米穀流通の安定にも繋がる⁽²⁵⁾としている。

「農地國家管理」は、政府が「農地ヲ高度ニ利用セシムル為一定区域内ノ自作人及耕作人ヲ以テ農業組合ヲ組織セシメ之ニ対シ必要ナル命令ヲ發スルコト」ができるとする制度で（第十一条）、農業組合の創設により生産統制をするものである。平野はこれにより、「時局ニ対シテ特ニ必要ト致シマス農産物ノ増産等ニ対シテモ、十分ノ發揮セシメルコトガ出来ル」と述べ、いわゆる農地転用（農地ヲ農業以外ノ目的ニ使用セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ）（第二十四条一項）や、農地交換分合（農業者ハ農地管理規則ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ農地ノ交換分合ヲ為スコトヲ得）（第二十六条）の許可制を導入して「最モ適當ナル近クニアル地面ヲオ互ガ耕作スルト云フ方法ニ改メルト云フコトガ時局柄最モ緊急ナル問題デアル」との認識を示した。⁽²⁵⁾

「家産制自作農創定」は、自作農が「自己ガ適當ナル耕地面積ト致シマス部分人ニ付テハ、之ヲ世襲ノ財産トシテ遺シ得ル」財産を持つことができるようにすることであり、ここでも自作農創設維持事業の失策に触れられている。そして、「将来ハ順次農民ヲシテ家産制自作農ヘ移行セシムル所ノ大方針ヲ採リマシテ、将来我國ノ農民諸君ガ所謂自分ノ地面ヲ自分ガ耕作シテ、而モ此ノ家産制タル自作農ニ付テハ債権者ノ為ニ之ヲ奪ハレルコトナク、之ヲ子孫ノ家産トシテ世襲セシメルト云フ、理想的農業形想ニ我國ノ農地制度ヲ移行シタイ」としている。⁽²⁶⁾

平野は自らの論說の中でも食料増産のために行うべき農地制度改革の内容は、農業労働力を最も合理的に利用できるような制度改革を行うことと、家産の世襲制を設置することであると述べている。前者については、農地が分散している不合理が生じているため農地の交換分合を実施して農地を集約して農業の合理的経営を促すと共に、将来に亘って土地を安定的に所有できるように土地肥沃培養に努める自作農の創設を促すことを含む。⁽²⁷⁾そして、後者の家産の世襲制については、ナチス・ドイツの世襲農場法や満洲国の開拓農場法を挙げて、それぞれの立法理由を引用しながら、「農民が民族の血液の源泉として重要なものであること」や「開拓農家が民族協和の中核である」ことを意識して立法が行われている点に言及し、⁽²⁸⁾農業の維持が単なる農業従事者への社会政策で

はなく「民族」の発展という大きな目的を下地にして立法されてきたことを強調している。

議会では、家産を設定することによる弊害について森田重次郎より質問が出ている。森田は、家産に設定された農地について経済的な融通が制限されるため、その価格が下がることが明瞭であるとし、例えば自作農創設により「相当高イ価格デ」農地を買い上げた後にこの法律が施行されることで価格が下落し、自作農にとつては「相当ノ打撃」となると述べて、これについての対処法を問うている。⁽²⁹⁾

これに対して法案提出者の一人である三宅正一は、今日の自作農創設維持事業では土地の価格が「少シ高クナリ過ギテ居ル点デ失敗シテ居ル」ため、「此ノ法案ニ依ツテ政府ノ小作人ヲ今度自作農」にする際には「出来ルダケ安くヤラウ」と考えているとしており、また「此ノ法律ト共ニ農家ニ対スル金融等ノ途ハ別ニ考慮」すると、特に単独法での立法を考えていると応じている。⁽³⁰⁾

また、森田は、この家産制度により所有権を制限して、農地の移動を抑制し、自作農を保護しようとする理念には賛同するが、むしろ土地の移動を自由にし、土地の譲受人を耕作者に限定して、新たに耕作を始めた時、更に土地を欲したり、能率的に耕作を行う者に土地が移るようになった方が良いと述べる。そうすることで「農村トシテモ余リ窮屈ニナラズニ、国家全体カラ考ヘテモ」生産力が高まり、土地の「値段ガ急ニ安くナツテ行ツタト云フヤウナ場合ニ、相当程度安くナルノデヤナイカ」と述べており、三宅もこれに賛同している。⁽³¹⁾

なお、二年後の昭和十七年提出法案における平野の趣旨説明では、「満州事変ヨリ支那事変ニ、更ニ時局ハ進展致シマシテ、大東亜戦争トナツテ、国家総力ヲ發揮スルコト」が必要であり、「食料増産政策ノ見地カラ見ルモ、又農民生活安定ノ上カラ考ヘルモ、又農村ヲシテ真ニ国家総力戦態勢ニ即応セシメルノ見地カラ考ヘマシテモ、現在ノ我が日本ノ農村ノ状態ガ是デ十分デアルト云フコトハ断ジテ申サレナイ」と述べられ、時局が一層意識されている。⁽³²⁾

(四) 農地世襲法案

農地世襲法案は、他の二法とは異なり、一九四二年一月二十一日に林平馬、森田福市により提出された一種類のみである。内容は林が以前提出者として名を連ねた農家世襲財産法とほぼ同じであり、法案の趣旨説明についても同様であるが、より具体的な説明が付されている。

帝国議会における林の趣旨説明は次の通りである。林は、農地の問題は単なる農村問題ではなく、一切の国策の根本問題であり、本来農村は「食糧ヲ生産スル役割」の他に「生粋ノ国民精神ノ母胎タル役割」、「健全純粹ナル民族血液ノ維持増進ノ役割」を担う存在であると考える。そうした本来の農村の姿を取り戻すためには、耕作者と土地を不可分一体の状態に置く必要がある、そのために農地の世襲財産化が必要であるとし、その効用について次の五つを掲げている。

まず第一に、農村と資本主義を絶縁できるといふ点である。農業は薄利の商売であるため、「利潤本意の金融資本主義が喰入ツテハ到底立行ク筈ハナ」く、農地の担保性を消滅させることで「搾取者ノナイ農村ヲ建設」し、農村の安全を確保することができるといふ考えである。むしろ農村の金融については土地ではなく「対人信用ノ方法ヲ確立」する必要があるとする。

第二に、土地の所有は土地への愛着を高めることにつながるため、土地を子孫に受け継ぐことで「愛着心、尊重心ガ昂揚」して農業従事者の増産意欲、生産力を高めることができる。林は「小作農ヨリモ自作農ノ方ガ常ニ遙カニ生産力ガ高イ」とし、土地への愛着が耕作についても作用することは「疑ヒガナイ」と述べている。

第三に、「良風美俗ノ家族制度ガ益々鞏固ニナリ、且ツ之ニ依ツテ農家ノ連綿性ヲ確保スルコトニ」よって農村の国体化が実現し、第四に、国運隆昌の基礎の確立に資するものである。国運の隆昌のために経済力、国防力、文化力などを高めるためには、国民が「頑強健全ナル民族体位ノ持主」でなくてはならず、「之ヲ培養

スルモノハ民族ノ苗圃デアル農村デアルコトハ、一点ノ疑ヒノナイ所デア」といふ。林から見れば小作農は「真ノ農民」ではなく、耕作を請負う労働者というべきであり、卑屈因循たらざるを得ない状態に置かれており、「高邁ナル民族ノ母体タルコトヲ要求スルコト」は「無理ナル註文デアル」とした。

そして第五に、農地の世襲による農村の堅実性を確保することを挙げている。土地は不動産ではあるが、簡単に取引が成立してしまうため「動産ヨリモ遙カニ移動シ易」く、現物を見ずに容易に換金したり、目前の苦痛や気の緩みから金融に供することとなり、負債を抱えて売ってしまうことがあるが、農地を世襲のものとするれば、こうした不堅実性を一掃でき、「他人ノ耕地ヲ狙ツテ諸種ノ不当ナル手段ヲ講ズルガ如キ不埒者モ根絶」するたため、農村本来の明朗性・堅実性を確保・強化することができるという。

林は、万国議会同盟会議の総会決議で農地世襲法を実施するように加盟国全体に勧告されたことや、第七十五議会で農家世襲財産法が満場一致で可決したことに言及し、また、昨年九月の関西二府十七県の農会連合会における政府への要望決議案の一項目として決議されていることから「全農民ノ熱烈ナル要望デアル」と述べ、「農地世襲法ハ所謂農民救済ノ社会政策的立法トハ全然理念ヲ異ニスルモノデアリマシテ、実ニ重要ニシテ緊急ヲ要スル重大国策」であると強調した。⁽³⁴⁾

二 法案審議の背景

(一) 法案の性格

前章で紹介した法案は全て成立しなかったが、法案ごとに少しずつ主眼を置く点が異なり、農政史を見る上で興味深い資料である。家産法案を除く三法案については、営農基盤の安定や増産のための自作農の創設政策と密

接な関係にあった。また、昭和十五年提出の農家世襲財産法においては他の法案と異なり、家を法人として扱う極めて特殊な運用が模索されたことは、改めて強調されるべきであろう。

これらの法案は同時代の農業関連立法との関係ではどのような役割を果たした法として位置づけられるのだろうか。一九二〇年代以降、小作料減免などを求める小作争議が急増し、政府はこれに対応するため一九二六（大正十五）年に自作農創設維持補助規則を定めて、小作人に金を低金利で貸し付けることによって自作農への転換を促すと共に、一九三六（昭和十）年には小作調停法を制定し、争議における手続法が整備された。そして、小作権を強化する一九三八（昭和十三）年の農地調整法も、そのような流れの中で制定されたものであった。このように大正期から昭和戦前期にかけては、小作農を保護しつつ、自作農を増やすことで小作争議を抑制することが試みられたのである。しかしながら、農家世襲財産法案と農地国家管理法の審議においても指摘されていたように、自作農創設維持事業で土地を取得した小作人が経済的困窮に陥ったケースが見られたため、創設された自作農の経済的基盤をより強固にする役割が期待されたのが家産制度立法であった。

依田精一は、農地調整法や改正臨時農地等管理令（一九四四（昭和十九）年）により農地の譲渡、その他処分制限が行われ、小作料統制令（一九三九（昭和十四）年）により小作料の据え置きが行われたことを挙げて「政府の手でなく、小作料の形で、一種の農地改革が行われ、地主制度の解体が進行しつつあった」と分析し、家産法案を除く本稿で紹介した法案が「このような政策の延長線上に位置を占めるものとみて良い」と述べている。⁽³⁵⁾そして、それらを戦後の農地改革や農業資産特例法案などに通ずるものとも位置づけている。⁽³⁶⁾

また、依田の整理によると、日本農民組合系の平野力三、杉山元治郎が農地国家管理法を、東方会系の大石大、林平馬が農家世襲財産法案・農地世襲法案を提出しているとされているが、⁽³⁷⁾前掲のように、大石は両世襲法案の提出者ではなく、また管見の限りでは林は東方会所属であったかは不明であり、⁽³⁸⁾この分析は見直す必要がある。

ろう。もつとも、法案の推進勢力という観点から見るとそれぞれの法案には有意な違いがあると思われる（注15、22参照）。

すなわち、農地国家管理法は、国家社会主義を標榜する社会大衆党、東方会、皇道会の一部党員が合流した農地制度改革同盟（以下、同盟）の構成員により提出されており、農家世襲財産法案・農地世襲法案は戦前の保守政党である立憲民政党（林、真鍋ほか）・立憲政友会（川崎、森田）の議員が中心となって提出された、と整理することができる。そして、共に家産制自作農の創出を目指す案ではあったが、農地国家管理法は、小作地を国有化（管理）することで小作人に安定的な生活を与えることが目指され、小作人と自作農双方の救済に目が配られた法案であった。依田はこれらの法案が実現しなかったことについて、これらを「実現する社会的条件の限界」を見出すとともに、法案の提案趣旨説明者（依田論文では言及されていないが、林、大石、平野）が翼賛体制非主流派の興亜議員同盟所属議員であったこととの関連性も指摘している。⁽³⁹⁾ なお、議会において平野は林について「同志」と呼び、「是等（農地世襲財産法と農地国家管理法）ノ土地問題ニ対シマス所ノ根本立法」の実現に対してどの程度の意欲を持っているか、井野碩哉農林大臣に問う場面があったように、議会においては両世襲法案と農地国家管理法の性質の違いは強調されておらず、対立関係にあったとは言えない。

提出者らは法案の実現に向けてどのような活動を展開したのだろうか。本稿では、関連史料が多く残ることから、農地国家管理法を提出した同盟について見てみたい。同盟は、日中戦争発生以降、国の統制によって農民組合の活動が弱体化する中で、農地制度改革を共通の旗印として終結した諸農民組合により一九三九年に結成された団体である。日本農民組合の恒次東洋雄、大日本農民組合の角田藤三郎、日本農民組合連盟の山名正実が協議を行い、家産制強制自作農の確立、公定小作料、土地国家統制などを題目とした研究会を創設する申合せを行い、⁽⁴¹⁾この懇談会が後に同盟へと発展した。これらの研究題目は法案の内容を含むものであり、当時の主要農民組

合の共通認識としてその必要性が認められていた施策と言える。一九四〇年二月十八日の第一回大会における議事として「農地国家管理法案提出之件」が挙げられ、同法の議会提出に先立って同法に対する検討が行われ⁽⁴²⁾た。そこでは、本法案は「自作農を創設し、之を家産として永久に自己（個人）の有に帰せしむるという風になつて」おり、「若し真に国家全体の為に改革さるゝものであるならば斯る個人の利益を終局目的とする案は否定さ」れるべきであり、「我々農民個人の利益規定であるのか、公共目的規定であるのか」終局目的が不明瞭であると⁽⁴³⁾する質問、自作農創設運動は失敗であつたとした上で、「此の程度の自作農創設が果して我々は何十年先きに自作農となれるか」不安であり、「もつと突き進んだ改革を望む」といった意見等が見られた。

特別高等警察の回覧誌『特高月報』には、地方での法案通過のための地方運動を活発にすることが求められる「農地国家管理法案議会通過促進に関する運動指令」が全国各支部と組織責任者に發送されたり、一九四一（昭和十六）年一月二十一日の法案提出と時期を合わせて、衆議院議員に対しても法案に賛同を求める依頼状を送るなど、同盟による法案通過に向けた地道な活動の様子が記されている。⁽⁴⁶⁾

（二）農林省の姿勢

これまで見たように、帝国議会では法案をめぐる熱心な議論が展開されたが、法案について、農林省はいかなる態度を示していたのだろうか。

一九四〇年十一月一日には同盟の代表者が農林省を訪問して、石黒忠篤農相に農地国家管理法案の実現を求め⁽⁴⁷⁾る要請書を提出している。同年十二月十八日に開催された同盟の第二回全国大会において、平野は本部報告の中で、かつて小作法案を立案した石黒こそ「難解極まる小作問題を解決する人」であると期待を寄せ、石黒が十一月一日の面会で「農地の国家管理、小作料の国有、家産制自作農創設についてイデオロギー的に相当理解のある

態度を示したと述べている。⁽⁴⁸⁾ また、一九四一年十月二十二日にも同盟の代表者が農林大臣と面会しているが、やはり法案の実現を求める要請書を提出している。そこでの懇談において、井野農相は「我々も農地改革は考へて居り其の目標に於ては全く貴下と同じ感であるが今直ちに実行することは種々の点で困難である」、「実施の方法に關しては我我に任せて貰ひ度い」、「時機を見て実施し度いと思ふ」などと述べ、次節に見る議会における林との問答と同様に早期の実現は難しいとしつつも、積極的な姿勢を示した。⁽⁴⁹⁾

一九四一年十一月十八日の帝国議会において、林より「農地ノ世襲法」の実現についての所見を問われた井野は「世襲農場ノ考へ方ニ付テ農林省トシマシテモ、目下折角研究致シテ」おり、「其ノ成案ヲ得マスレバ速カニ議會ノ協賛ヲ經タイ」と述べて前向きな姿勢を示している。⁽⁵⁰⁾ また、翌年一月二十八日の議会では、井野は農地世襲法の必要性について異論はないとしながらも、同法は「土地ノ担保力ヲ失ヒマスルカラ、其ノ点ニ於テ農民ノ現在ノ經濟事情カラ見テ、色々困難ナ事情ガ生ジテ來ル、殊ニ自作農創設ヲ致シマス際ニ、担保力ノナイ土地デハ中々困難ガアル」と述べている。そして「世襲農場ト云フ觀念ハ非常ニ良イ觀念」ではあるが「現在ノ農村ニ於テ之ヲ法制化致シマシテ、果シテ今日国家ガ要請シテ居ル生産力拡充ノ問題ト如何ナル問題ヲ生ズルカト云フ点ニ色々疑問ガアル」ため、十分に研究した上で確信が得られれば法制化したいとしている。⁽⁵¹⁾ 井野は家産制度立法の導入を支持しつつも、現実的な困難さを直視していたのである。⁽⁵²⁾

一九四一年の同盟の第三回大会で林の次に來賓として祝辞を述べたのが井野の代理で出席した蓮池公咲農政局農政課長であった。蓮池は農業に關する法令が多く出来ている現状において、これらの削減に苦心しており、農地問題についても「種々考慮はしてゐるが、其根本に触れると矢張り經濟原則があり、財産制度の問題があり、農村生活の基礎的なものが關係して來る」ため、「一朝一夕に片付けられない、小作問題だけでなく、あらゆる法制化の問題が同様の困難に遭」っており作業に「見透しがつかない」と述べている。⁽⁵³⁾ また、「自力でやる自作

農創設は放任するが、国家の公力によりて創設した自作農は世襲するとか、何とか拘束する道が考へられねばならぬ」と考えるが、立法化は困難であるとしている。⁽⁵⁴⁾ 彼は話をするにあたって「私個人的の所感」と前置きした上で右のように述べているが、先述の井野の発言を踏まえると、経済活動に影響を及ぼす立法化が困難であるとする認識がやはり農林省では強かったのだろう。

おわりに

一九四一年に言論出版集結社等臨時取締法が施行されると、結社の創設が許可制とされ、同盟は許可を出願したもの、社会主義的団体であること、小作料減率運動が農民の功利心を誘発して利己的態度に導入する虞がある等の理由から、一九四二年三月十七日に結社不許可処分を受けた。⁽⁵⁵⁾ 平野らは、同年の法案提出後も再度法案提出に向けて動き、十二月十八日に翼賛政治会の政務調査会に法案を提出している。⁽⁵⁶⁾ 翼賛会首脳部はこの法案を「快しとせず」、他方で会の内部で翼政改革運動を主導していた津雲国利、森田重次郎などは法案には反対しないものの、役員就任の望みを叶えるため首脳部の意図を「推考」して法案の抑制運動を起こしていたという。⁽⁵⁷⁾ 『特高月報』によると、翼政会首脳部は最初から未提出に終わらせようとする態度が見え、政府も今議会で政府提出法案以外の法案の上程をなるべく阻止する方針であったという。⁽⁵⁸⁾ しかしながら本法案提出発起人に翼政会総務であった橋本欣五郎、白鳥敏夫が参加していたため、積極的には阻止できず、会内統制と提出者の面子、今後の政治的関係を考慮して審査会は開かれたものの、翼政会政務調査会で一カ年研究されることとなり、結局法案の議会提出は阻止されるとい経過を辿った。このように管理法案は時局に翻弄され、日の目を見なかつたのである。林らが提出した両世襲法案についても同様に、議員提出法案への抑圧から立ち消えとなつたのであろう。

冒頭で述べたように、臨時法制審議会で家産制度の導入が実現せず、農業従事者の保護政策として処分が制限された財産を世襲させる制度が、様々な形で提案されてきたが、家産法案を除く三つの法案については、明白に自作農創設事業を補うものとして意識されていたものと思われる。そして、時代が下るにつれて戦時下の食糧問題という極めて時局的な問題への対応策としても意識され、それを理由に実現が求められてきたことはこれまでに見た通りである。また、法案の主たる目的とはされていないものの、家制度の強化という観点にも多少の言及があり、臨時法制審議会を離れてもおおそれは意識されていたと言える。しかしながら、土地の担保的機能の重要性は看過できず、融通性を損なうことによる経済的影響が懸念されて実現が断念されたものと思われる。

本稿が対象とした時代において、家産制度として、ナチス・ドイツの世襲農場法、満洲国の開拓農場法など、日本と密接な関係を有する外国の立法に強い関心が寄せられていたことは既に触れた通りである。家産制度論の展開を見ると、これらの法に対する当時の日本の法学者の評価についても目を配る必要があるが、別稿にて扱いたい。

〔付記〕 本研究は、「潮田記念基金による慶應義塾博士課程学生研究支援プログラム」（二〇二〇年度）の助成、及び科研費 課題番号 JP21J13341 の助成による成果である。

（１） 角田幸吉の定義による（角田幸吉「家産制度考」『東洋法学』八卷一号（一九六四年七月）、二頁）。

（２） 拙稿「明治・大正期における「家産制度」論」『法学政治学論究』一二四号（二〇二〇年三月）、二八一―三二四頁参照。

（３） それぞれの法案の条文は順番に、「第四十五回帝国議会衆議院 議事速記録第十四号」（大正十一年二月十八日）、二七四―二七五頁、「第七十五回帝国議会衆議院 議事速記録第三十二号」（昭和十五年三月二十四日）、七六二―七

- 六三頁、「第七十九回帝國議會衆議院 議事速記録第十二号」(昭和十七年二月十一日)、一八八—一九〇頁、同、一八八頁より参照。
- (4) 農家世襲財産法案・農地世襲法案と農地国家管理法案については、先行研究として依田精一「幻の農地改革案」『東京経大会誌』七九号(一九七二年十一月)、七九—一二二頁が存在する。
- (5) 第二条と第十五条を比較すると、地上権と地役権については、登記はできないものの設定可能であるように読めるが、その趣旨は不詳である。
- (6) 例外として、同条二項で家産から生ずる果実については一定の債権(不動産に課される公租公課、傭人の給料、不動産の保存・修繕費など)による時に限って差押え可能であると規定されている。
- (7) 「第四十五回帝國議會衆議院 議事速記録第十四号」(大正十一年二月十八日)、二七五頁。
- (8) 「第四十五回帝國議會衆議院 議事速記録第十四号」(大正十一年二月十八日)、二七六頁。
- (9) 「第四十五回帝國議會衆議院 身元保証二関スル法律案外三件委員会議録(筆記速記 第一回)」(大正十一年二月二十二日)、三頁。しかしながら、農業従事者向けの法案とされつつも、第二条一号に見えるように、家産設定者について明確に農業従事者に限定されている訳ではない。
- (10) 「第四十五回帝國議會衆議院 議事速記録第十四号」(大正十一年二月十八日)、二七六頁。
- (11) 「第四十五回帝國議會衆議院 身元保証二関スル法律案外三件委員会議録(筆記速記 第一回)」(大正十一年二月二十二日)、四頁。
- (12) 「第四十五回帝國議會衆議院 身元保証二関スル法律案外三件委員会議録(筆記速記 第一回)」(大正十一年二月二十二日)、五頁。
- (13) 「第四十五回帝國議會衆議院 身元保証二関スル法律案外三件委員会議録(速記 第二回)」(大正十一年三月二日)、一頁。
- (14) 「第四十五回帝國議會衆議院 身元保証二関スル法律案外三件委員会議録(速記 第二回)」(大正十一年三月二日)、二頁。
- (15) 提出年度とそれぞれの提出者は次の通りである。

- 一九三七（昭和十二）年（提出者）林平馬 真鍋勝 矢野庄太郎 豊田豊吉
 一九三八（昭和十三）年（提出者）林平馬 真鍋勝 矢野庄太郎
 一九三九（昭和十四）年（提出者）林平馬
 一九四〇（昭和十五）年（提出者）林平馬 高田耘平 川崎巳之太郎 森田福市
- なお、昭和十三年には、山田六郎により「国民世襲財産法制定ニ関スル建議」が提出されている。山田の説明によると、同法は、農家世襲財産法のように「財産ノ総テヲ世襲財産トシテ登録スル」のではなく、「全国ノ平均シタ五人ナリ六人ナリノ口ヲ糊スルニ足ルダケノ程度ノ財産」を侵害できないようにする制度を作るものであるという（第七十三回帝国議会衆議院 建議委員会議録（速記）第十回（昭和十三年三月二十四日）、三〇一—三二頁）。
- (16) 「第七十三回帝国議会衆議院 議事速記録第二十九号」（昭和十三年三月十六日）、六八二頁。
- (17) 「第七十四回帝国議会衆議院 青年禁酒法案委員会議録（速記）第二回」（昭和十四年三月二十三日）、八頁。一九四一年十二月二日、三日に開催された農地制度改革同盟の第三回全国大会において、来賓祝辞として林平馬が演説をしている。その中で林は、「小作人のない農業」の実現を目指す「小作人撲滅運動」を行う立場から小作制度改革には賛同せず、また自作農創設についても、「農家が負債に苦しむ時が来れば又土地を抵当に取られる時が来る」として何の保障も用意されていないこの制度について「ざるに水を入れたやうなこと」であると述べ、これを推進する井野碩哉農林大臣を批判している（内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年十二月分（一九四二年一月）、六八頁）。
- (18) 「第七十五回帝国議会衆議院 議事速記録第三十二号」（昭和十五年三月二十四日）、七六三頁。
- (19) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律委員会議録（速記）第三回」（昭和十五年三月二十五日）、一〇頁。
- (20) 林の同法に対する認識については、同法の提出から可決までの議会での問答をまとめた農業経済研究所編『農村負債整理組合法問答』（泰文館、一九三三年）に見ることができる。
- (21) 「第七十五回帝国議会衆議院 議事速記録第三十五号」（昭和十五年三月二十六日）、八三七頁。
- (22) 提出者と提出年度は次の通りである。

- 一九四〇(昭和十五年)年
 (提出者) 大石大 平野力三 杉山元治郎 須永好 田中養達 由谷義治 杉浦武雄 三宅正一 片山哲 鈴木文治
 三輪寿壯
 一九四二(昭和十七)年
 (提出者) 大石大 平野力三 杉山元治郎 須永好 田中養達 由谷義治 杉浦武雄 佐竹晴記 菊地養之輔 中村
 高一 田原春次 河合義一 山崎釵二 野溝勝 川俣清音
 なお、法案の理由書は内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年一月分(一九四一年二月)、七七―七八頁を参
 照。
- (23) 「第七十五回帝国議会衆議院 議事速記録第三十二号」(昭和十五年三月二十四日)、六八六頁。
- (24) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記) 第三回」(昭和十五年三月二十
 五日)、十一―十二頁。
- (25) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記) 第三回」(昭和十五年三月二十
 五日)、十一頁。
- (26) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記) 第三回」(昭和十五年三月二十
 五日)、十二頁。
- (27) 平野力三「食糧増産と農地国家管理」『実業の世界』三十九卷二号(一九四二年二月)、六〇頁。
- (28) 前掲平野「食糧増産と農地国家管理」、六一頁。平野力三『日本農業政策と農地問題』(一杉書店、一九四三年)、
 一三二―一三三頁にも同趣旨の内容が述べられている。
- (29) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記) 第三回」(昭和十五年三月二十
 五日)、二三頁。
- (30) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記) 第三回」(昭和十五年三月二十
 五日)、二三頁。
- (31) 「第七十五回帝国議会衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員會議録(速記) 第三回」(昭和十五年三月二十

- 五日)、二二二―二四頁。
- (32) 「第七十九回帝國議會衆議院 米穀需給調節特別會計法中改正法律案委員會議録(速記) 第十五回」(昭和十七年二月十三日)、二五四―二五五頁。
- (33) 「第七十九回帝國議會衆議院 米穀需給調節特別會計法中改正法律案委員會議録(速記) 第十五回」(昭和十七年二月十三日)、二五三―二五四頁。
- (34) 「第七十九回帝國議會衆議院 米穀需給調節特別會計法中改正法律案委員會議録(速記) 第十五回」(昭和十七年二月十三日)、二五四頁。
- (35) 前掲依田、一一〇―一二二頁。
- (36) 前掲依田、一一九頁。
- (37) 前掲依田、一一二頁。
- (38) 宮川隆義編『議會開設百周年記念 コンピュータ編集版 歴代国会議員経歴要覧』(政治広報センター、一九九〇年)、一一九二頁所載の林の項目からは、東方会所属の経歴については見い出せない。依田が論文中に取り上げた、林、大石、平野、杉山のうち、前二者に関する研究は数が少なく、研究が待たれる。近年の平野、杉山に関する研究としては横関至『農民運動指導者の戦中・戦後』(お茶の水書房、二〇一一年)が挙げられ、それぞれの先行研究については同書第六章「杉山元治郎の公職追放」、第八章「平野力三の戦中・戦後」に整理されているため、参照されたい。
- (39) 前掲依田、一一二頁。
- (40) 「第七十九回帝國議會衆議院 議事速記録第五号」(昭和十七年一月二十三日)、六七頁。
- (41) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十四年八月分(一九三九年九月)、七一頁。
- (42) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十五年二月分(一九四〇年三月)、七七頁。
- (43) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十五年二月分(一九四〇年三月)、七七―七九頁。
- (44) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年一月分(一九四一年二月)、七六―七七頁。
- (45) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年一月分(一九四一年二月)、七七頁。

- (46) 前掲横関、三三九―三四六頁も参照されたい。
- (47) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十五年十二月分(一九四一年一月)、六一―六三頁。
- (48) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十五年十二月分(一九四一年一月)、六七頁。
- (49) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年十月分(一九四一年十一月)、六五―六七頁。
- (50) 「第七七回帝国議会衆議院 昭和九年法律第二十九号中改正法律案(米穀需給調節特別会計法中改正法律)外一件委員会(速記)第二回」(昭和十六年十一月十八日)、四一頁。
- (51) 「第七十九回帝国議会衆議院 予算委員会(速記)第七回」(昭和十七年一月二十八日)、一五七―一五八頁。「第八十一回帝国議会貴族院 農業保険法中改正法律案特別委員会議事速記録第九号」(昭和十八年二月二十五日)、二頁などにおいても同様の慎重論が見られる。
- (52) 林は、一月二十八日の井野の発言を受けて二月一日の議会で、担保力が希薄になることは「唯一ノ反对点」であろうと述べ、しかし、そもそも「農地ヲ担保ニスルト云フ觀念ガ悪」く、「資本主義ガ農村ニ食ヒ入ル閥門「ルー」ト」となっているため、「担保性ヲ除クト云フノガ」法案提出の目的であると反論している(「第七十九回帝国議会衆議院 予算委員第五分科(農林省、商工省及拓務省所管)(速記)第二回」(昭和十七年二月一日)、三七頁)。
- (53) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年十二月分(一九四二年一月)、六八頁。
- (54) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年十二月分(一九四二年一月)、六九頁。
- (55) 同盟の不許可処分については、内務省警保局保安課『特高月報』昭和十七年三月分(一九四二年四月)、一七六一―一八四頁に記事がある。法案の提出から同盟解散までの経緯については、平野力三『農地改革闘争の歴史』(日刊農業新聞社、一九七二年)、一三一―一四九頁にも言及が見られる。
- (56) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十七年十二月分(一九四三年一月)、六三―六四頁。
- (57) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十七年十二月分(一九四三年一月)、六七―六八頁。
- (58) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十八年三月分(一九四三年四月)、六七頁。